

取組における評価指標について

資料 3

第2期計画

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
1	福祉政策課 地域振興課 健康対策課 市社協	チーム支援による総合的な相談支援	・「えしこに」を中心とした総合相談支援体制を整備し、チーム構成員が役割を担い、それぞれが受けた個別相談や地域課題について支援チーム内、関係機関と緊密に連携を図り解決に導く。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援員、地域福祉活動支援員、地区担当保健師及び地域活動支援員等で構成するチーム会議を担当地区毎に開催 (全体会:年1回、各中学校区別会議:年3回) 【R6年度1月末時点】全体会:1回、中学校区別会議:全11回 ・その他、必要に応じてチーム会議を開催する。
2	福祉政策課 市社協	地域福祉活動支援員(CW)による地域支援体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動支援員(CW)が担当地区と深く関わり、情報提供や事例紹介、助言など住民に寄り添ったサポートを行うことで、地域での協議や活動を促進させる。 ・地域だけでは解決できない課題をとりまとめ、米子市全体の課題として検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域(11中学校区)毎に地域福祉活動支援員(CW)を配置 ・各地域包括支援センターが主催する地域ケア会議等、既存の会議等も活用しながら、地域での協議の場づくりを進める。 (地域連携会議 各地区年2回) 【R6年度1月末時点】地域福祉活動支援員(CW)が出席した回数:14地区38回。市がいなケア会議1回。
3	福祉政策課	地域福祉庁内検討会議の開催	・市の様々な分野の担当課で構成する「地域福祉庁内検討会議」を開催することにより、地域課題の共有化を図りつつ、分野横断的な施策展開へつなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域“つながる”福祉プラン」の協議として年1回(推進委員会前に開催) ・福祉課題の共有目的で随時開催 【R6年度実績】全体会議:1回、関係課との個別会議:推進委員会前に随時開催
4	市社協	生活困窮者への支援	・生活困窮者に対し、自立に向け相談対応や家計改善支援を行うとともに、必要に応じてたすけあい金行や生活福祉資金貸付事業、フードパートナー、えんくるり事業等を組み合わせ、自立に向けた支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業:新規相談のうち、支援プラン作成率 年40%以上。支援プラン作成ケースのうち、支援による収入増加 年40%以上、改善が認められたケース 年90%以上。 【R5年度実績】支援プラン作成率38%、うち支援による収入増加25%、改善が認められたケース74% ・家計支援事業:新規相談のうち、支援プラン作成率 年35%以上。支援プラン作成ケースのうち、改善が認められたケース 年90%以上。 【R5年度実績】支援プラン作成率15%、事業開始したばかりのため改善実績なし。滞納金解消額90万円 ・生活全般の支援につながるよう、他機関との連携を推進する。 ・月1回以上の支援調整会議を継続的に実施する。

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
5	こども政策課	子どもの貧困対策	・「米子市こども計画(仮)」に基づき、子どもが安心して生活でき、豊かな経験を積むことができる環境づくりや貧困の連鎖を断ち切るための子どもの学力向上の取組を推進する。	・学習支援事業である「こども☆みらい塾」について、利用することの学習意欲の向上を目標とする。保護者と利用者であるこどもを対象にして、年度末にアンケート調査を実施し、年度利用開始時の4月と年度末の3月を比較して、こどもの学習意欲の向上が図られているかの点を指標とする。
6	福祉政策課	多機関協働による支援体制の推進	・課題が複雑化・複合化したケースに対して、関係課や各相談支援機関等が緊密に連携を図り支援体制を構築する。 ・必要に応じて重層的支援会議等を開催し、個人情報を適切に取り扱いつつ支援の方向性を定め、役割分担を明確にする。 ・支援者等が孤立しないよう、継続的に支援経過を共有し、伴走型の支援を行う。	・重層的支援体制整備事業における米子市重層的支援会議の開催(社会福祉法に定める支援会議を含む)
7	こども相談課 こども政策課 学校教育課	子どもに対する切れ目ない支援	・就学前の子どもや保護者への支援を小学校へつなぎ、就学後も適切な支援を行うため、保育施設と小学校の合同情報交換会の開催や「就学支援シート」等により、就学先の小学校への情報提供を行う。 ・子どもや家庭についての様々な課題に対して、各相談窓口と連携し、切れ目なく相談・支援を行う。	・全ての小学校で合同情報交換会を行う。 ・発達障がい等を有する園児とその保護者、在籍する保育施設に対して、「就学支援シート」の活用を促す。 ・保育施設に対して、支援が必要と思われる児童について個別の教育支援計画を作成することを促す。
8	長寿社会課 障がい者支援課 こども政策課	共生型サービスの普及検討	・共生型サービスが適切に提供されるよう、サービス事業者等に対し、運営等の基準や報酬の仕組み等について、必要な情報提供を行うとともに、他自治体の取組事例について調査に努める。	・事業者から相談があった際、適切な情報提供やサポートができるよう体制を整える。 ・会議での情報提供やホームページ掲載等の機会をとらえて制度の周知を図る。
9	長寿社会課	地域ケア会議の充実	・市内の各地域包括支援センターが各地区等で開催する地域ケア会議を通じて明らかとなった地域課題について、全市的な地域ケア会議である「米子がいなケア会議」において、医療、介護、予防、生活支援、住まい等の総合的視点から議論を行い、新たな福祉等サービスの構築や高齢者等への支援体制の整備につなげることで、本市の地域包括ケアシステムの推進及び強化を図る。	・地域ケア会議の開催回数(年150回) ・がいなケア会議開催回(年2回)
10	福祉政策課	給付体制の適正化	・長寿社会課、障がい者支援課における実地指導について、公的サービス給付の適正性のチェックを始めとした適切な指導が行える体制を整備する。	・原課にて公的サービス給付の適正性チェック等を担保できる適切な指導体制を整備することを目的として、効率的な指導方法を検討し、必要に応じて実地指導に同行する。
11	福祉政策課 職員課	断らない相談体制の推進	・主に市民対応を行う関係課に「断らない相談マネージャー・サブマネージャー」を配置し、各課における断らない相談体制が促進されるよう啓発を行うとともに、「断らない相談マネ・サブマネ会議」を実施し、意識の共有を図る。 ・各課において相談者の主訴を的確に捉えるよう丁寧に対応し、他部署につなぐ場合は「つなぐシート」の活用や、事前連絡を行うなど、相談者をスムーズに必要な支援につなげる。 ・職員に対し継続的に研修を実施し、断らない相談体制の浸透を図る。	・「断らない相談マネ・サブマネ会議」の開催(年4回) ・新規採用職員に対して年1回、研修を実施する。また、定期的に研修を実施し、断らない相談体制の浸透を図る。

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
12	こども相談課 長寿社会課 障がい者支援課 福祉政策課	通報先・相談先の周知徹底	・様々な機会を捉えて、市民に対し、虐待の通報先、子育て、介護及びヤングケアラー等に関する相談先の周知を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設や小中高校、子育て支援施設、公民館等でのポスター掲示、リーフレット配付等により、理解促進と相談先の周知拡大を図る。 ・地域包括支援センターによる情報提供や広報よなご・ホームページ等により、通報先や相談先の周知を図る。 ・様々な研修や情報提供の機会を捉えて、障がい者虐待や事象の通報先について周知を図る。 ・「えしこに」をはじめとする、各種相談機関の周知を図る。
13	こども相談課 長寿社会課 障がい者支援課 福祉政策課 市社協	関係機関の連携の充実・強化	・虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、米子市要保護児童対策地域協議会などの関係機関のネットワークや民生委員・児童委員を始めとする地域住民の見守り活動と、各種相談事業所等、虐待を発見し得る機関との連携の充実・強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者に適切な支援が届くように必要に応じて各課・関係機関と支援会議を開催する。 ・各種相談事業所等、虐待を発見し得る機関と、民生委員・児童委員や在宅福祉員など、地域住民による見守り活動との連携を支援する。
14	こども相談課	関係機関への研修の実施・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待を未然に防止するため、米子市要保護児童対策地域協議会主催の児童虐待に関する関係機関向けの研修会を実施する。 ・関係機関と連携して啓発活動に取り組み、地域における児童虐待防止の意識の高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関向けの研修会の実施(年1回) ・児童虐待防止オレンジリボンたすきリレー企画、啓発作品募集・展示及びプライトアップ(年1回)
15	福祉政策課	市民後見人の養成及び活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座の開催を通じて、市民後見人の育成と確保に取り組むとともに、市民後見人養成講座修了者が修得した知識・技能を活かせる機会について検討し、活動者数の増加を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座の開催(参加者数:年25人) ・市民後見人養成講座修了者が、日常生活自立支援事業等の成年後見以外の権利擁護支援にも関わっていけるよう、情報提供やフォローアップを行う。
16	市社協	法人後見事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業と連携し切れ目のない支援を行うため、市社協として法人後見事業の実施について研究、検討する。 ・一般社団法人権利擁護ネットワークほうきの団体社員として受任しながら経験を蓄積し、法人後見受任に向けた体制整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人権利擁護ネットワークほうきの団体社員として、法人後見受任を継続する。 ・法人後見延べ受任件数(R11年度末時点:3件) 【R6年度1月末時点】1件 ・後見人担当者の増員(R11年度末時点:3名) 【R6年度1月末時点】2名
17	福祉政策課	成年後見制度の適切な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・「米子市成年後見制度利用支援計画」に基づき、成年後見制度の利用が必要と思われる方に対し、市長による後見人選任の申立てなど、成年後見制度利用支援事業による支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の中核機関である総合相談支援センター「えしこに」における一次相談と必要に応じた関係機関とのチーム支援による成年後見制度の利用支援を実施する。

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
18	市社協	日常生活自立支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常的な金銭管理を通じ、他の支援者と役割分担をしながらチームとして自立に向けた支援を行う。また、成年後見への移行を円滑に行えるよう関係機関と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機案件の減少をめざす ・ケース総数60件を上限とし、新規契約締結数(年4件) 【R6年度1月末時点】ケース数:53件 【R6年度1月末時点】日援待機件数:14~15件、新規契約未実施期間:2年
19	健康対策課	各種健康診査や検診の啓発・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・保健推進員や医療機関と連携を図り、各種健康診査やがん検診等の必要性や受診方法等に関する情報発信を行うとともに、受診勧奨を行う。 ・働き世代の受診の機会を広げるため、医師会等と連携を図りながら、休日検診、セット検診を行う。 ・職域との連携を強化し、職域で健康診査や検診を受ける機会がない人に対する働きかけを行う。 ・健康増進普及月間キャンペーン等幅広く健診やがん検診の啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率(推奨年齢):目標値50%以上 【R5年度実績】がん検診受診率(推奨年齢) 胃:38.1%、大腸:25.6%、肺:21.9%、子宮:61.7%、乳:54.4%
20	健康対策課	地域での健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域診断を実施し、地域の特性に合わせた保健活動につなげる。 ・健康相談、まちの保健室等、各種健康教室の機会を利用し、大学や医療機関等と連携しながら、市民一人ひとりに合わせた生活習慣改善について支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談の利用者数の増加 ・健康教育の利用者数の増加 【R5年度実績】健康相談の利用者数:2,983人、健康教育の利用者数:8,525人
21	健康対策課	食生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員と連携を図り、各公民館で伝達講習会を実施するなど、健全な食生活の実践の大切さを広く市民に普及する。 ・生活習慣病予防のため、食生活改善推進員や保健推進員との協働による講習や調理実習などを通して、健全な食生活に関する情報提供や啓発を実施するとともに、その他栄養相談、指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防の講習や調理実習への参加者数の増加 【R5年度実績】442人
22	市社協	ふれあい・いきいきサロンの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン活動で行う介護予防の取組について、情報提供や講師派遣などの支援を充実させることで高齢者の健康づくりを促進する。 ・サロン世話人研修会等の様々な機会を捉え、世話人同士の交流や連携を図るとともに、サロン活動の効果等を伝えたり、活動についての相談を受け付けるなど、世話人や参加者が楽しく活動を続けられるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンへの健康づくりに係る講師派遣(年35回) 【R6年度1月末時点】健康づくりに係る講師派遣実績:30件、サロン向けeスポーツ:18件、レク等:5件
23	長寿社会課	認知症の正しい理解の促進・早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催など、認知症の正しい理解を深めるための取組を推進する。 ・認知症サポーター養成講座を修了した方を対象とした認知症サポーターステップアップ講座を実施し、実践の場で必要となる知識・技術の修得を推進する。 ・認知症の早期発見のため、公民館祭等、様々な機会を捉えて、認知症の簡易検査を行い、必要な人はその後の支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座 累計受講者数(R11年度末時点:28,500人/年:1,000人増) ・認知症サポーターステップアップ講座 累計受講者数(R11年度末時点:340人/年:60人増) ・認知症の本人が発信する機会(年20回)

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
24	フレイル対策推進課 健康対策課	フレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の要支援・要介護認定のない人を対象に、フレイル度チェックを実施し、その結果に応じた予防実践プログラムを提供する。 ・フレイル度チェックの結果、フレイルと判定された人の中でも一定程度フレイルリスクの高い人(フレイル度チェックの点数の高い人)に対し、委託事業者及び地域包括支援センターによる個別訪問を実施し、自らの健康状態に関心を持つきっかけをつくり、フレイル予防の行動化につなげる。 ・地区組織やサロンなど市民が集まる場での啓発に加え、個別訪問でフレイル予防啓発を行う。 ・生活習慣病予防(適塩推進)と低栄養予防に関する啓発・保健指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定開始年齢(R11年度末時点:83歳) 【R5年度実績】82.26歳 ・R11年度において、介護認定率を第10期介護保険事業計画によって定められた計画値より下回らせる。 【参考】第9期計画でのR12推計値:23.2% ・毎年開催している生活習慣病予防と低栄養予防に関する講座等を継続して開催する。(R11年度末時点:各公民館区域で各1回以上) 【R5年度実績】29公民館区域のうち生活習慣病予防29区域、低栄養予防21区域で実施
25	障がい者支援課	障がい者の就労支援・雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒について、学校、相談支援事業所、就労する事業所等と連携し、卒業生の就労及び定着を支援する。 ・企業における障がい者雇用の促進を図るため、ハローワークにおける雇用拡大や企業開拓の取組との連携を図る。 ・特別支援学校での相談会等に参加し、卒業後の就労に向けて支援する。 ・事業所(企業)の障がいに対する正しい理解の促進と障がいのある人の受入・職場定着の促進に向け、ハローワーク等の関係機関との連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労を希望する特別支援学校の生徒については、学校、相談支援事業所、就労する事業所等と連携し、就労及び定着を支援する。 ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して一般就労への移行や職場定着のための就労支援体制の構築を図る。
26	こども支援課	ひとり親家庭に対する自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の父母の自立に関する相談に応じ、ハローワーク等と連携した就労支援や福祉資金貸付の活用、資格取得に関する給付など、相談者の状況に応じて自立に向けた支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談に対するプランの達成度及び相談者の満足度の向上 ・相談しやすい環境の整備、相談体制の充実
27	障がい者支援課	福祉有償運送の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人等が事業主体となる「福祉有償運送」について、福祉有償運送運営協議会において事業の必要性を検討するとともに、必要に応じた情報提供等を行い、安全かつ適正な事業実施を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送運営協議会を開催し、事業の必要性を検討するとともに、新規登録及び更新等を行う事業者について審査を行う。 ・R7年度に福祉有償運送運営協議会を西部圏域で統合する。
28	障がい者支援課	障がい者のタクシー及びバス料金の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がいがある人の社会参加を支援するため、福祉タクシー利用券を交付し、タクシーの初乗り料金相当額を助成する。 ・障害者手帳を所持する方について、社会参加の支援のため、路線バス料金を半額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいがある人の社会参加を支援するため、福祉タクシーチケット券助成事業を継続して実施し、必要な方へ適切に助成する。 【R5年度実績】439件
29	交通政策課 長寿社会課 障がい者支援課 市社協	高齢者等の移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動等、ボランティアによる高齢者及び障がい者の通院、買い物等の移動手段の確保に向けた支援を検討する。 ・高齢者の移動困難者の移動手段の確保に向けて、市内循環バスなど公共交通機関を活用した支援を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動による移動支援の取組について、側面的支援を継続するとともに、福祉施策と連携した課題解決の方法を検討する。 ・高齢者等の移動手段の確保については、バス定期助成を継続しつつ、路線バス再編と併せたコミュニティバスの充実を図る。 ・ボランティア等による外出支援サービスの提供体制の構築を含め、多角的な支援策について検討を行う。 ・ボランティアによる移動手段の確保について検討される際には、地域福祉活動支援員(CW)が情報提供等、必要な支援を行う。

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
30	福祉課 市社協	生活困窮者への居住・就労支援	・自立相談支援事業による就労支援と、住居確保給付金事業等の必要な事業を組み合わせ、生活困窮者の就労や住まいの確保に向けて一元的な支援を行う。	・相談者のうち、一般就労開始者の割合(R11年度末時点:50%以上)、就労収入増加者の割合(R11年度末時点:60%以上) 【R5年度実績】一般就労開始者:36%、収入増加者:14% ・支援により住まいが確保できたケース(R11年度末時点:50%以上)
31	住宅政策課	住宅確保要配慮者の居住の安定の確保	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居のため、鳥取県居住支援協議会や庁内関係課、市内の不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人等と連携し、重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。また、米子市居住支援協議会の設置に向けて検討を進める。 ・住宅確保要配慮者がセーフティネット専用住宅に入居する際の家賃低廉化及び家賃債務保証料低廉化事業を実施する。 ・市営住宅の適切なストック管理に努めつつ、住宅確保要配慮者の住宅確保に取り組む。	・米子市居住支援協議会の設置に向けた関係団体との協議の実施 ・家賃低廉化事業実施件数(R7年度～R11年度累計:16件) 【R6年度1月末時点】累計4件
32	市社協	各種募金や寄附活動の促進・資金調達の支援	・市民や企業等に働きかけ、各種募金・寄附活動を促進するとともに、「福祉の地域づくり自動販売機事業」を推進するなど、住民活動や福祉団体活動に資する財源の確保に努める。 ・地域福祉を応援する方法の一つとして寄附を身近に感じてもらえるよう、既存の方法以外に寄附のしやすい仕組みをつくる。 ・様々な補助金や民間助成金制度、その他資金調達に関する情報を提供し、その申請事務等を支援する。	・新たな仕組みによる寄附受領額(R7年度～R11年度累計:50万円) ・ホームページやSNSを活用した補助金や助成制度の情報提供の仕組みをつくる。
33	地域振興課 市社協	自治会を中心とした地域コミュニティの強化	・米子市自治連合会と協働して様々な機会を捉えて、自治会活動の広報を行い、自治会を中心とした関係性が持続できるよう支援する。 ・マンションや集合住宅などへの働きかけを行い、自治会加入につながるよう理解を求める。 ・自治会からの相談に応じ、自治会運営の支援を行う。 ・公民館や自治会、地区社協等が行っている既存の活動(運動会、公民館祭、夏祭り等)は、住民同士がふれあい、交流する大切な機会と捉え、活動が継続するよう支援する。	・市は地域活動の中心となる自治会の活動を支援し、広報誌の発行や地域活動に関する児童絵画展の実施、各地区での活動を通して、地域活動への参加を促していく。 ・自治会の円滑な運営のため「自治会運営の手引き」の説明を各地区で行う。(年29地区) ・地域の既存の活動が継続して実施されるよう、必要に応じて助言や情報提供等を行う。
34	市社協	地区社会福祉協議会活動の支援	・地区の地域福祉を推進する団体として、地区社会福祉協議会の活動が更に活性化できるよう、情報提供や事業の提案等を行う。 ・住民による地域福祉活動を促進するために、地区社会福祉協議会に対し活動の支援や補助金交付による財源の支援を行う。 ・地区社会福祉協議会長連絡会、在宅福祉員代表者連絡会の運営に協力し、米子市全体の地域福祉活動の在り方や実践方法について協議する。	・米子市全体での会議等を通じ、地区に対して地域福祉活動の在り方や今後の方針の提示、事業提案等を行う。 ・地区社協会長連絡会の開催(年4回) ・地区社協会長連絡会ブロック別研修会の開催(各ブロック年1回) ・地区在宅福祉員代表者連絡会の開催(年2回)
35	市社協	福祉のまちづくりプランの推進	・住民主体による地区単位の地域福祉活動計画である「福祉のまちづくりプラン」の作成を推進し、地域に必要な福祉活動について住民同士で話し合い、取り組んでもらえるよう働きかける。	・福祉のまちづくりプラン新規作成(年2地区) 【R6年度1月末時点】完成済地区:1次計画10地区、2次計画3地区、R6年度新規作成地区なし

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
36	市社協	住民の力を引き出す社協の支援	・住民が新たに取り組みたい活動や、既存の活動の困りごとについて地域福祉活動支援員(CW)が相談を受け、活動を支援していきます。	・地域活動について相談を受けた際には、活動の開始や発展につながるよう住民と共に考え、活動を支える。
37	市社協	地域団体ネットワークの充実	・住民参加によるワークショップやアンケート調査、地域に関する客観的指標や社会資源に関する調査・分析等を行うことにより、地域課題の発見・共有を図る。 ・地域課題の解決に向けて地域で活動する様々な団体が協働して取り組めるよう、地区社会福祉協議会などの既存の組織にも働きかけながら協議の場をつくる。 ・各地区のネットワークがより充実したものとなるよう、関係する団体・企業等にも働きかける。	・地域連携会議（各地区年2回）
38	福祉政策課	各種学校との連携	各種学校と連携し、それぞれの知見を借りながら、福祉課題の解決を図る。また、関西学院大学との連携協定事業を継続する。	・各学校において、地域“つながる”福祉プランの周知を主目的として、交流を通じて専門的な知見、学生の意見を得る。 ・学識経験者との協議により、福祉課題の知見を得る。
39	市社協	社会福祉法人連絡会の充実	・市内で事業を行う社会福祉法人が参加し、情報交換や意見交換を行う「米子市社会福祉法人連絡会」を充実・活性化させ、法人同士の協働による福祉課題の解決に向けた取組につなげる。 ・地域活動を支援するための事業「地域お助けネットワークよなご」を広く周知し、社会福祉法人と連携した地域活動が増えるよう働きかける。 ・社会福祉法人と様々な団体や企業の交流の機会を設ける。	・米子市社会福祉法人連絡会の開催(年2回) 【R6年度実績】2回 ・地域お助けネットワークよなご活用実績(年15件) 【R6年度実績】8件(見込み)
40	市社協	事業者や企業への働きかけ	・所有する施設の地域活動への貸出や、企業ボランティアとして行事やイベントへ参加するなど、事業者や企業が地域福祉活動に協力するよう積極的に働きかけるとともに、これらの事例を情報発信することで、更に多くの事業所・企業が地域貢献活動へ参加するよう促す。 ・市社協の賛助会員になることで地域福祉の推進へ寄与できることを事業所や企業へ広く周知し、会員が増加するよう積極的に働きかける。	・事業者や企業と協働した地域福祉活動の実績(年20件) 【R6年度1月末時点】14件
41	地域振興課 市社協	公民館運用の検討と利用促進	・地域住民にとって公民館が集いの場所となるように、公民館職員に対する研修や公民館活動の周知を実施する。 ・幅広い世代の公民館利用が増えるよう、様々な手段を用いて情報発信を強化する。	・公民館職員に対する研修の実施(年5回) ・公民館だよりとホームページを中心として、公民館行事やサークル活動など公民館の様々な活動の周知を図る(年12回) ・公民館で開催される各種イベントや行事等に、より多くの住民が参加に結びつくよう地域福祉活動支援員(CW)の活動を通して周知する。

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
42	障がい者支援課 こども施設課 学校教育課	既存施設の活用促進	・障がい者の様々な活動の場である「地域活動支援センター」や児童の健全な育成を目的とした「米子市児童文化センター」、地域の児童館や学校などの施設が、地域福祉活動や住民交流、多世代交流の拠点として活用できるよう環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの活動について広く周知を図り、地域住民との交流機会となる活動への参加者を増やす。 ・米子市児童文化センターにおいては、子育て支援事業として、幼児や保護者を対象としたおしゃべり会や外遊びを開催している。また、児童館においては、児童館まつりや三世代交流会等を開催し、地域住民同士の交流や多世代交流を図っている。今後も、住民交流や多世代交流等のための事業やイベントを継続していくとともに、新たなイベントの開催についても検討していく。 ・各児童生徒や学校の実態に応じた交流活動を実施する。
43	こども政策課 人権政策課 市社協	地域の居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい・いきいきサロン活動」による高齢者等の居場所づくりを推進し、フレイル予防の促進や個別課題の発見に努める。 ・子ども食堂や子育てサークルなど、子育て中の親子や若い世代が参加できる住民交流の場づくりを支援する。 ・隣保館で行う各種教室、健康講座及び交流事業を通じ、居場所づくりを推進するとともに世代間交流を図る。 ・これらの居場所を結びつけることで、多世代の交流につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂等の子どもの居場所について、円滑な活動を支援するため、食材の提供元となる協力企業を開拓する。(1年に1件を目標に協力企業を開拓する) 【R6年度1月末時点】1件 ・隣保館が行う各種教室等において交流を広げ、福祉の向上及び人権啓発につながるような居場所づくりに努める。 ・ふれあい・いきいきサロン登録数(R11年度末時点:170サロン) 【R6年度1月末時点】登録サロン数:152サロン ・地域での子ども服の譲渡会の開催 年3回 【R6年度1月末時点】2回
44	市社協	支え愛マップ作成・活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会に対し、支え愛マップの作成を働きかけ、マップ作成過程を通じた地域の災害時避難支援体制の構築を促進する。 ・地域住民主体で行うマップの更新作業やマップを活用した避難訓練に対し、支援や助言を行う等、マップ作成後のフォローを行うと共に、先進事例として積極的に情報発信する。 ・支え愛マップを災害時だけでなく、要支援者に対する日常的な見守り活動に活用し、困りごとの早期発見、解決につながるよう推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支え愛マップ作成済の自治会数(R11年度末時点:140自治会) 【R6年度実績】103件 ・支え愛マップに関する先進事例や、日頃の地域活動への活用事例などの情報発信(年5件)
45	福祉政策課 防災安全課	福祉避難所の開設を含む防災訓練等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設・運営、一般避難所から福祉避難所への移送、一般避難所内の福祉避難スペースの設置等、災害時要配慮者の避難を想定した防災訓練を実施する。訓練には、市民の避難支援を行う福祉事業者に参加を呼びかける。 ・企業や福祉事業者等に対し、「災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書」の締結を働きかけ、福祉避難所の拡充に努める。 ・福祉避難所運営マニュアルを更新し、福祉避難所における避難支援の在り方や避難者の特性に配慮した物資・機材の備蓄に努める。 ・一般避難所において、福祉避難スペースを確保するなど、要配慮者に対する良好な環境の整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の整備、避難スペースの拡大等既存福祉避難所の機能拡充及び福祉避難所の拡充の働きかけ 【R6.4月時点】福祉避難所:17事業所、福祉避難所への聴き取り:年1回 ・防災訓練の実施件数(R11年度末時点:17事業所) ・福祉避難所近隣の一般避難所における、福祉避難スペース確保のための施設状況の確認(年17件)

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
46	防災安全課 市社協	災害ボランティア等の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に開設する「米子市災害ボランティアセンター」運営体制の整備を行う。 ・米子市災害ボランティアセンター活動マニュアルに基づき、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施する。 ・DWATの研修受講と登録について職員に働きかけ、全国の大規模災害被災地へ職員を派遣して被災地支援を行うとともに、災害に対応できる職員の育成に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施(2年で1回) ・市社協職員のDWAT研修受講者(R7年度～R11年度累計:5名) ・被災地への職員派遣を積極的に行う。
47	地域振興課	地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動が活性化するように、活動への助言や支援を行う。 ・防災士の育成に努めるとともに、活躍の機会を提供し、災害時に頼りとなる人材育成を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や訓練指導等による積極的な活動支援を行う ・防災士がスキルアップできる学習の場の提供 ・防災士と連携した防災訓練等の実施
48	地域振興課 防災安全課 長寿社会課 障がい者支援課	個別避難計画作成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、支援が必要な方が、適切に避難できるように、本人、地域住民、関係機関と協力し個別避難計画の作成を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成希望者に対し、速やかに個別避難計画の作成を実施。
49	健康対策課 学校教育課	自死に対する知識の普及啓発・ゲートキーパーの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館で行われる健康講座や各所でのイベントなど、様々な機会を捉えて、地域住民、企業、事業者等、幅広く自死に対する知識の普及啓発活動を行うとともに、市の職員に対するゲートキーパー養成研修を実施する。 ・学校の児童生徒に対し、命の尊さを学び、辛いときや苦しいときに助けを求め力を育てるための教育を実施する。 ・中学生や高校生に対し、ゲートキーパーとしての役割が担えるよう、友人や家族の悩みに気付き、必要な支援につなぐ力を育てるための教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等での自死・ゲートキーパーに関するミニ講話の実施回数、人数の増加。 【R5年度実績】公民館等でのミニ講話:32回 523人、ゲートキーパーの養成研修実施回数:0回、ゲートキーパー養成研修受講者数:0人 ・小中学校において、児童生徒がお互いを思いやり、助け合う心情を育むための取組を継続する。(小中サミット開催:年1回)
50	健康対策課 福祉政策課	相談窓口の周知・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が目にする場所にパンフレット等の啓発物を設置し、心の健康や相談窓口について周知を図る。 ・自死やメンタルヘルスに関する相談を受けた際には、関係機関と連携して速やかに支援に向かう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層や働き世代など広く相談窓口の情報提供を行う。 ・「ふれあいの里総合相談支援センターニュース」をはじめとする広報誌を定期的に発行することで「えしこに」での取り組みと相談窓口の周知・啓発を行う。
51	福祉政策課 長寿社会課 市社協	終活支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・エンディングノートの利用を通して、自身の生涯についてふりかえることで、今後の暮らしに本人の意思が尊重され、反映されるように支援を実施する。 ・エンディングノートの活用を促すため、様々な地域活動の場で取組の紹介等、啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エンディングノート配布数(年2, 500冊) ・ふれあい・いきいきサロンなど、さまざまな地域活動の場を捉えて、エンディングノートについての書き方講座等を行うことにより啓発を行う。

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
52	福祉政策課 長寿社会課 福祉課 障がい者支援課	身寄りがいない方へのサポートの推進	・病院や施設に入る際の保証人や金銭・財産管理、葬祭や遺品整理など、家族や親族が担ってきた役割を果たす人がいない方の支援策について研究・検討を進める。	・身寄りがいない方の課題として、意思決定、金銭・財産管理、葬祭関係等があげられ、それぞれ予防策を含め支援策を検討していく。併せて他市町村の状況や好事例を調査するとともに、関係機関等と問題を共有し、支援策の策定に向けて検討していく。
53	障がい者支援課 福祉政策課	ひきこもりの状態にある方に対する社会参加支援	・ひきこもりの状態にある方に対し、社会資源を活用しながら社会とのつながりをつくるための支援を行う。 ・各種当事者会の情報を整理し、必要な方に対して様々な機会をとらえて周知をする。	・「こころの広場」実施回数(年12回) ・重層的支援体制整備事業(参加支援事業)において社会資源の開拓及び支援メニュー開発に努めていく。
54	福祉政策課 人権政策課	罪を犯した人の更生支援	・「米子市再犯防止推進計画」に基づき、総合相談支援体制により必要な福祉サービスへつなげる等、包括的な支援に取り組む。 ・罪を犯した人の更生について理解を深め、地域で社会復帰を応援できる体制を構築するために「社会を明るくする運動」を推進し、保護司会や更生保護女性会等との連携のもと、広報や啓発活動を実施する。	・総合相談支援体制により、必要な福祉サービスへつなげるため、相談体制の充実に努める。 ・「社会を明るくする運動」の推進のため、運動の趣旨を啓発するための広報を行う。また、強調月間である7月に、「社会を明るくする運動」開始式を実施するほか、保護司会や更生保護女性会等と連携し、啓発活動を実施する。
55	長寿社会課 障がい者支援課 福祉政策課 クリーン推進課 市社協	衛生的に暮らせる環境づくりの促進	・心身の状態によりごみ出しがしづらい方に対して、既存のサービスの活用以外に、ごみ出しをサポートする仕組みを検討する。	・ごみ出し支援に関する庁内検討会議を開催し、既存施策の改善や新たな支援施策について検討する。(庁内検討会開催回数:年3回) ・ごみ出しの他、全市的な課題について支援制度に向けて検討を進める。(ごみ屋敷問題、多頭飼育など)
56	市社協	住民活動による見守り支援等の充実	・訪問活動や居場所づくり等、住民活動として行っている孤立防止の取組について、各団体の活動を支援するとともに、課題を抱えた方がいれば相談機関へつないでもらうよう働きかける。 ・在宅福祉員による地域の高齢者世帯の見守り援助活動を推進し、高齢者世帯の抱える困りごとの早期発見を図る。 ・民生委員・児童委員と在宅福祉員が連携して活動することで、課題を抱える世帯の情報が支援機関に届けられる仕組みを構築する。	・在宅福祉員に対する各種研修会の実施(全体:年1回、地区別:年15回) ・民生委員・児童委員と在宅福祉員による研修会や連絡会の実施を支援する(年29地区)
57	長寿社会課	見守り活動を実施する事業者への呼びかけ	・住民の日常生活の異常等を早期発見し通報ができる、市内の住宅を訪問する事業者と協力を呼びかけ、連携事業者を増やす。	「鳥取県中山間集落見守り活動支援事業」により、鳥取県と共同で連携協定を締結している事業者による見守りを推進するとともに、当該事業の周知広報を行い連携事業者を増やしていく。 【R6年度12月時点】本市との連携協定締結事業者数:28事業者

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
58	長寿社会課 障がい者支援課	介護や見守りが必要な人及びその家族の支援	・地域活動支援センター等の活動を通じて、本人やその家族の孤立を防ぎ、適切な情報提供や助言、必要なサービスへのつながりを行うことにより、家族の心理的不安の軽減や生活の安定を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座 累計受講者数(R11年度末時点:28,500人/年:1,000人増) ・認知症サポーターステップアップ講座 累計受講者数(R11年度末時点:340人/年:60人増) ・地域活動支援センターでの活動を通して、本人や家族の生活の安定を図る。
59	交通政策課 営繕課 建築相談課	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー法」及び「米子市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい者等に配慮した駅やバス停留所、歩道等の整備やノンステップバスの導入を推進するなど、誰もが安全・快適に公共交通を利用できる環境の整備に努める。 ・「バリアフリー法」及び「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共建物は新築、増築、改修工事を機に、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設のバリアフリー整備に取り組む。 ・既存の民間特定建築物(学校、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅その他多数の人が利用する建築物)のバリアフリー化を支援するため、整備を行う建築主に対し、整備費用の補助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の方法を継続し、事業の進捗を図っていく。 ・公共建築物の新築・改修等を行う際は、整備内容について各関係部署とも協議を行いバリアフリー化を進める。 ・既存建築物のバリアフリー化に伴う整備費用の補助を行い、高齢者、障がい者等の移動及び施設利用の利便性、安全性を向上する。 【R7年4月時点】補助施設数24件
60	障がい者支援課 市社協	合理的配慮の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、障がい者に対する差別的扱いの禁止と、合理的な配慮の提供に率先して取り組むとともに、社会全体での取組につながるよう、市民や企業に広く啓発を行う。 ・合理的配慮の提供は、障がい者のみならず、高齢者や妊婦等、配慮が必要と思われるあらゆる人を対象として取り組む。 ・令和6年4月1日より義務化されたことにより、民間事業者での普及のための研修会を実施する。また、あいサポーター研修を積極的に開催し、障がいに対する理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター研修実施(実施回数:年5回、受講者数:年100人) 【R6年度実績】実施回数4回 受講者数143人 ・あいサポーター研修の講師となる職員を増やし、研修体制の強化を図る。 ・「あいサポーター研修」市社協職員の受講者数(R7年度～R11年度累計:20名)
61	障がい者支援課 スポーツ振興課 市社協	芸術・スポーツの場での活躍の場の提供	・公民館祭、芸術祭、スポーツ祭、余芸大会など、様々な場面で、その人の特性に合わせた活躍の場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の創作活動の発表の場である「共に生きるアート展」の参加事業所及び観覧者の増を図るため、周知広報に取り組む。 ・年齢や障がいの有無に関わらず皆が一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツについて、大会や教室の開催を通じて普及を図る。 ・米子市余芸大会において、毎年障がい者の団体が1団体以上参加
62	障がい者支援課	優先調達推進	・障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を優先的に行うことで、事業所の受注機会の拡大を図り、工賃等の向上による障がい者の経済的自立につながる取組を推進する。	・「米子市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図り、利用者の工賃等の向上に寄与するよう取り組む。(年度ごとに目標額を設定)
63	障がい者支援課	手話言語の普及推進	・「米子市手話言語条例」に基づき、手話言語の普及に資する取組や環境整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター研修等での周知活動を実施する。 ・手話言語普及に係る周知啓発について、あらゆる機会をとらえ広く関係機関へ働きかけを行う。

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
64	福祉政策課 市社協	誰でも役割が持てる活動の場づくり	・就労に向けて準備される方の職場体験の受け入れや、ちょこっとボランティアなど、就労や社会参加に向けたきっかけになるような活動の機会・場を増やしていく。	・ちょこっとボランティア参加者数(年40名) 【R6年度1月末時点】16名 ・職場体験の受け入れ等、要望に応じて随時対応する。
65	長寿社会課	高齢者の活躍の場の提供	・高齢者が地域社会において、健康で活躍し続けることができる生涯現役社会の実現を目的に、就労・ボランティア・地域活動などの機会の提供を進める。	・「米子広域シルバー人材センター」の事業として行う受託事業やシルバー派遣事業等により高齢者の雇用・就業機会の提供を支援する。
66	福祉政策課 人権政策課 市社協	福祉や人権に関する研修会の実施	・公民館、隣保館、学校、企業等で実施する講座や研修において、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ等、様々な人権についての研修や講演会を実施し、人権や福祉に関する理解を深める。 ・住民を対象に、地域への愛着を育み、地域福祉活動への関心や意欲を高めるような研修を実施することで、住民の地域福祉意識の啓発を推進する。	・「えしこに」の活動をはじめ、地域福祉に関する説明(ふれあい説明会など)や「人と地域とつながる研修」といった、各種研修会を実施、又は参画する。 ・人権や福祉に関して自分事として捉えられるような意識を深めるため、様々な人権課題についての研修、講演会を実施する。(小地域懇談会、隣保館講座、米子市人権・同和教育研究会、よなごの人権フォーラム等) ・住民を対象にした地域福祉活動に関する研修会の実施(年30回) 【R6年度1月末時点】30回
67	福祉政策課 市社協	地域福祉活動の普及啓発	・広報誌「よなご社協だより」の発行、ホームページ等を活用し、各地区の地域福祉活動や市社協の活動を周知することで住民の福祉への理解や関心を深めていく。 ・「米子市社会福祉大会」を開催し、功労者への表彰や研修等を通じて活動への意欲を高めるとともに、住民の福祉意識の啓発に繋げる。	・地域福祉への関心が深まるよう、地域“つながる”福祉プランの内容について、様々な機会を通じて周知する。 ・市社協SNSへの投稿(年80回) 【R6年度1月末時点】市社協SNS投稿 59件
68	学校教育課 生涯学習課 福祉政策課 市社協	各種学校と連携した福祉教育	・福祉教育プログラムや、コミュニティ・スクールを活用するなど、住民や当事者との交流を進め、地域福祉の理解を深められるよう働きかける。 ・福祉教育の推進に資するため、「米子市小・中・特別支援学校福祉教育研究協議会」と連携し、福祉教育実践記録集を作成する。市社協ホームページに掲載することで、多くの方が閲覧できるようにする。 ・高校、大学、専門学校においては、ボランティアについての情報提供や参加の呼びかけを行い、若い頃からボランティア活動に興味を持ち、参加する体制づくりを行う。	・小中学校と市社協等関係機関が連携を図り、各学校における福祉教育をより一層推進する。 ・福祉教育プログラムの活用数(年10回) 【R6年度1月末時点】1回 ・福祉教育実践記録集の市社協ホームページ掲載(年1回) ・高校、大学、専門学生がボランティア活動に参加できるよう、積極的に働きかける。
69	市社協	ファミリー・サポート・センター事業の推進	・ファミリー・サポート・センター事業を推進し、住民の様々なニーズに対応できるよう、会員増加への取組を図る。特に、子育て中の方でも活躍できるよう、両方会員としての登録を働きかける。	・新規会員:年10名増加、援助会員:年10名増加、依頼会員:年120名増加、両方会員:年5名増加 【R6年度1月末時点】援助会員:214名、依頼会員:881名、両方会員:31名 ・活動回数(年3,500回) 【R6年度12月末時点】活動回数:2,892回

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
70	福祉政策課 市社協	人材発掘・地域福祉活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の実践に関する研修等の啓発活動を通じて、地域福祉活動の新たな担い手やリーダーとして活躍が期待できる人材育成を支援する。 ・若い世代に向けて地域福祉活動についての情報を発信し、活動への興味が湧くよう働きかける。 ・福祉教育を通じて子どもたちが地域活動に関心を持てるよう働きかけ、幼少期から活動へ参加協力することで、今後活躍が期待できる人材の育成を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人と地域とつながる研修」受講者へのフォローアップ企画の実施(年3回) ・地域福祉活動の新たな担い手を対象とした研修やワークショップ等の啓発活動の実施(年10回) ・児童生徒を対象にした福祉教育授業の実施(年50回) ・若い世代に向けた情報発信のためのSNSの活用推進(市社協SNS投稿 年80回、市社協Instagramフォロワー数 R11年度末時点:2,000名) 【R6年度1月時点】市社協Instagramフォロワー数:1,221人
71	福祉政策課 地域振興課 市社協	市職員・市社協職員の地域福祉活動の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じて、職員に対して地域貢献の意義や必要性を伝え、職員の「地域デビュー」を働きかける。 ・職員が地域福祉活動に取り組みやすい職場環境の整備を図る。 ・地域活動サポーター制度「地域かかわり隊」を活用し、職員が積極的に地域福祉活動に参加するよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人と地域とつながる研修への市職員の参加を促進する。 ・地域活動参加に向けた市職員研修の実施(年5回) ・市社協ボランティア休暇取得者数(R11年度末時点:延べ25人) ・地域かかわり隊派遣回数(年10回)
72	市社協	ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・米子市ボランティアセンターを運営し、市民のボランティアに対する理解と関心を深める活動を行うとともに、ボランティア活動者への様々な支援を行うことで、ボランティア活動の活性化を図る。 ・ボランティアコーディネート機能を充実させ、ボランティア団体・個人が、必要な時に協働できる関係づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ボランティア登録者、登録団体数の増加に向けて取り組む。 ・個人ボランティア登録者数(R7年度～R11年度累計:100名増) 【R6年度1月末現在】登録者数79名 ・ボランティア団体の活動が継続するよう支援する。
73	フレイル対策推進課 市社協	元気ささえあいボランティアの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しみながら、介護施設の補助者やフレイル予防などのボランティア活動を行う「元気ささえあいボランティア制度」への参加を促進し、社会参加、生きがいづくりにつなげる。 ・若年層も含め、より多くの方に登録していただけるよう、啓発活動や興味を持った方が登録しやすい体制づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気ささえあいボランティア登録者数(R11年度末時点:200名) 【R5年度登録者数】91名
74	市社協	ボランティア活動に関する講座や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を始めるきっかけとなり、活動者が増加するよう、ボランティア入門講座やレクリエーション講座の充実を図る。 ・各種研修の受講者など、ボランティア活動に興味を持った方を実際の活動につなげる仕組みをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動者のための講座の実施(講座実施:年9回、講座参加者数:年110名) ・SNSの積極的な活用、講習会案内先の拡大など、広報活動を充実させる。(ボランティアセンター公式LINE登録アカウント数:R11年度末時点:300件) 【R6年度1月22日時点】ボランティアセンター公式LINE登録アカウント数:131件

連番	担当	取組	取組内容	評価の元となる指標及び取組方針
75	福祉政策課 市社協	ボランティアセンターの 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターに専門性の高い職員を配置してボランティアコーディネート機能を高め、さまざまなニーズを持った方の相談に対応できるようにする。 ・ボランティアセンターが中心となり、福祉教育プログラムの充実や幼少期からボランティアの心を育む活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規個人登録者の初回活動へのマッチング率(年75%以上) 【R6年度1月末時点】新規登録者のマッチング率67% ・新規ボランティア活動先の開拓(R7年度～R11年度累計:10件) ・福祉教育を推進するための協議の場として「福祉教育推進プラットフォーム」の設置について検討する。
76	福祉政策課 市社協	実習生等の受け入れに よる人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や専門学校等の学生等、福祉・医療の専門資格取得を目指す実習生を積極的に受け入れ、将来の福祉人材の養成に寄与するとともに、福祉職のやりがいや地元で働く魅力を伝える。 ・地域の福祉課題に目を向け、福祉職に興味を持つきっかけとなるよう、ワークショップなど学生と協働した取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、保健師及び社会福祉士の実習受け入れを実施する ・小中高生、大学生、専門学生など対象に、地域課題の把握・共有目的でワークショップを実施する(年2回)
77	経済戦略課 福祉政策課	地元就職の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地元就職促進のために、SNS等を活用して市内の就職関連情報の発信を行う。 ・鳥取県、近隣他市や地元企業など関係機関等と連携して、学生や若者向けの就職イベントを実施し、より多くの就職先の選択肢を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職関連情報の配信をしている米子市SNSアカウント(登録者数:1,000人) 【R6年度実績】632人 ・学生や若者向けの就職イベントの開催・参加 【R6年度実績】2回開催(R7.1以降に3回目開催予定) ・福祉系の就職イベントに参加を検討する
78	福祉政策課 職員課 市社協	福祉専門職の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の福祉専門職のあり方について検討する。また、市内の福祉事業者と協力し、福祉専門職員の人材育成を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員と市内福祉事業所との合同研修会を実施を検討する。 ・福祉保健部各所属を中心に意見を聞き取り、市に必要な福祉専門職の配置を検討する。(年1回) ・市職員に必要とされる福祉部門の専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上のため、市町村アカデミー等が開催する専門的な研修を受講できる体制を整える。